

はじめに

本年は、民間団体による犯罪被害者支援活動開始 30 年・犯罪被害給付制度発足 40 年という節目の年となります。本誌は、その記念事業の一環として、企画されたものです。

この 30～40 年は犯罪被害者支援の輪が大きく広がった重要な年月であったと思います。犯罪被害者等基本法（平成 16 年）は被害者等に必要な権利を認め、関係各機関の責務と機関相互の連携協力を説き、犯罪被害者等基本計画（平成 17 年）は同法が定めた被害者施策を実効的に実施する仕組みを整えました。その成果として、犯罪被害給付制度の拡充、損害賠償命令制度の創設・拡充、カウンセリング費用の公的負担制度の整備等々が実現されました。この被害者施策の特色は、一時だけで終わるものではなく、施策の実施を検証・評価し、課題があれば、その課題を解決する施策をさらに作成し実行に移す体制がとられていることです。現に本年 4 月からは第 4 次基本計画が開始しています。また、被害者支援等の流れは被害者に身近な地方公共団体にも及んできて、本年 4 月の時点で 32 の都道府県が被害者支援に特化した条例を制定し、政令指定都市や市区町村も着実な取組をしています。

このような被害者施策を充実・拡大させた要因は被害者等の地道な努力であり、また、被害者等の実情・要望を理解し、共感し、施策の実現に真摯に取り組んだ関係各機関でした。当初、被害者等の窮状は理解されず孤立し、むしろ関係各機関やメディアの心ない対応にさらに傷つけられもしました（二次的被害）。しかし、被害者等は様々な機会をとらえて被害者等の窮状、被害者施策の必要性を訴え続けました。その結果、被害者等への理解、共感が広がり、支援の輪が拡大し、国や関係各機関、民間支援団体等の支援は充実してきて、その流れは継続しています。本記念誌には被害者等、また、被害者施策に多大の尽力を惜しまなかった多数の関係者から寄稿をいただきました。それらを通読すると被害者等支援の発展や様々な障害を乗り越えてきた過程・成果が鮮明に描写されています。改めて寄稿者の皆様に心より御礼申し上げます。被害者施策のさらなる進展を願いつつ本誌を発行致します。

2021 年 10 月 8 日

民間団体による被害者支援活動開始 30 年・犯罪被害給付制度発足 40 年記念事業実行委員会

代表 椎橋 隆幸

実行委員

日本被害者学会 理事長 太田 達也

公益財団法人犯罪被害救援基金 理事長 草刈 隆朗

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク 理事長 椎橋 隆幸

警察庁犯罪被害者支援室 調査官 大門 雅弘